

四国森林管理局団体交渉(全国林野関連労働組合)

議 事 要 旨

○日 時 平成22年3月11日(木) 13:15～17:00

○場 所 四国森林管理局2階会議室

○出席者 【四国森林管理局(当局)】 10名
【林野労組(組合)】 9名

1 業務運営関連課題に係る労働条件問題について

組合) 生産・販売実行体制については、担当者に過度な負担がかからないよう、当局として責任を持った対応策を示すこと。また、22年度新設ポストの業務については、局・署連携し、業務担当者に混乱が生じないよう当局が責任を持って対応すること。引き続き存置されることとなった暫定専門官については、実質的に署に配置されるポストを要求する。

当局) 生産・販売実行体制については、各署等の実態及び意見等を踏まえて検討する考えである。22年度新設ポストの業務については、担当者に混乱が生じないよう対応する考えである。また、暫定専門官が実施している業務が担えるポストについては、上申して参りたい。

2 賃金・一時金について

組合) 平成22年度の新賃金については、3月4日に提出した要求書の内容に基づき、回答期限までに回答すること。併せて、総合的労働条件に係る要求書についても、要求の主旨に基づき、早急に回答すること。

当局) 賃金・手当については、重要な労働条件であるとの基本的な認識に立ち対応して参る考えであり、要求等については上申して参りたい。また、総合的労働条件の要求については、制度的な事案は上申するとともに、当局で対応できるものについては、早急に検討し回答して参る考えである。

3 労働安全対策について

組合) 22年度四国局労働安全衛生対策については、21年度の災害分析や21年度に新たに整理した内容を踏まえ対策を講じること。また、請負事業者等労働安全対策については、事業発注者である当局としての認識を明らかにするとともに、21年度の災害分析等を踏まえた対策を講じること。

当局) 安全対策については、20年度に発生した重大災害について二度と類似災害を繰り返さないためにも、安全対策については万全を期して参りたい。